

東京音楽大学リポジトリ

Tokyo College of Music Repository

中世における天皇と音楽：御師について(下)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 1995-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tokyo-ondai.repo.nii.ac.jp/records/755

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



中世における天皇と音楽

— 御師について (下) —

豊永聡美

はじめに

- 一、後深草期から後伏見期
 - (一)、西園寺家の台頭
 - (二)、西園寺家による琵琶西流師範家の庇護
 - (三)、琵琶西流師範家と秘曲伝授
- 二、光厳期
- (一)、琵琶西園寺家の分裂
 - (二)、天皇家による秘曲伝授
- 三、後光厳期
- (一)、楽家と「正式の御師」
 - (二)、後光厳天皇と笙

おわりに

〈付〉

「西園寺家と琵琶西流師範家」系譜
「御師一覧」

はじめに

前稿では、天皇の幼少より音楽の教授にあたった「御師」について中世前期を中心に考察を行った^①。その結果、同じ御師と称されている者であっても、その性格は決して一様ではなく、正確には天皇の「御樂器始」^②にあたり、正式な手続きをもって任命された御師（「正式の御師」と分類）、あくまでも非公式に天皇に音楽を教授したり奏樂の相手をお勤めた御師（「事実上の御師」）。但し厳密には、後深草親政期以前における彼らは御師と称すべきではない）、それに楽家に伝わる秘曲を伝授するために一時的に任命された御師（「特別の御師」）と大別

することができた。そして中世前期、「正式の御師」は公卿クラスの方が、「事実上の御師」は昇殿が許されていない地下楽家の者が勤める傾向にあり、両者がうまく共存することにより、天皇の音楽を支える御師の像を形成していた。

ところで、後深草親政期以降になると、こうした御師の形態にも変化が生じてくる。そこで本稿では、鎌倉後期から南北朝期における御師の変遷をみながら、いくつかなの変化について考察することとした。その際、特に当該期の中でも御師のみならず、天皇と音楽の在り方においても顕著な変化が見られる三つの時期―後深草期から後伏見期、光厳期、及び後光厳期―に焦点を当てて考察していきたい。

一、後深草期から後伏見期

(一) 西園寺家の台頭

本章で考察の対象とする後深草(後伏見期)に在位した天皇(後深草・龜山・後宇多・伏見・後伏見)は、専ら琵琶を修養しているため、本章では琵琶の御師を中心に述べていきたい。

まず、この期の特徴の第一は、西園寺家が「正式の御師」という榮譽ある地位に就くことにより、朝廷内全般にわたって楽に関わる指導的地位を掌握し、政治面に留まらず、文化の面においても重要な役割を果たしたことが挙げられる。

西園寺家は藤原北家閑院流の公実の男通季を始祖とする堂上家であ

り、琵琶との関係は、通季の孫で内大臣にまで昇りつめた実宗の時に始まる。実宗は楽道の第一人者と称された妙音院藤原師長の高弟として、琵琶の楽派である桂流・西流を二つながら伝受している。実宗は、建久二年(一一九二)二月十四日には、元服に先立って行なわれた守貞親王の御琵琶始の御師を勤め、同五年には石上流泉と万秋楽を、そして正治二年(一一二〇)には最秘曲の啄木を同親王に伝授している。実宗は守貞親王の「正式の御師」こそ勤めることはできたが、その後、後鳥羽天皇の御琵琶始にあたって、その御師選定を巡って繰り広げられた争いでは、候補とされながらも、その座を二条定輔に奪われてしまった。

西園寺家ではじめて天皇の「正式の御師」となったのは、実宗の曾孫西園寺公相である。彼は後深草・龜山両天皇の「正式の御師」を勤めたが、その時の喜びを以下の如く、日記に書き記している。

冷泉相国記

建長四年四月廿一日、甲戌、天晴、主上(後深草天皇)今日始可下令習御琵琶御上、公相可(後深草天皇)為御師匠之由、兼日有院御気色、此道面目何如之一、故六条大臣殿、入道殿多年嗜此芸、堪能無双之由、世以称之、然而後鳥羽両院・順徳院兩代御師匠定輔卿參仕之間、且棄此道、給了、公相今不肖之身練習日浅、而參御師匠之条、可恥々々、可悦々々、且為此事等事祈精、今朝參妙音院(西園寺)、念誦之後、取琵琶一彈、撥合一・樂(五音)、手一反、廻向本尊并本願聖靈、即帰京、此事妙音天定有計、欵、可尊々々、

西園寺家にとつて、天皇の「正式の御師」に任ぜられるということ

が、いかに名譽な出来事であったかわかるであろう。

続いて公相の男実兼も伏見天皇の「正式の御師」となる。実兼が朝幕間の交渉役である関東申次として權勢をふるっていたことは周知のことであるが、一方で楽に関わる指導權を握り、文化の牽引役を果たしていたことは、意外と置き去りにされている。そこで実兼の音楽分野における実力者ぶりを見てみよう。

まず、実兼の意を奉じて楽人大神景光に出された一通の御教書を掲げよう。

來月一日北山殿十種供養万秋樂候者、前左兵衛督可_(藤原教定)有_三所作_一之旨
自_(尊治)春宮被_二執申_一候、彼御流各別之上者、不_レ可_レ有_レ豫儀_二之旨_一頻被_レ申
候、誠難_レ被_二默止_一候、此条随_二時議_一不_レ可_レ被_レ申_二子細_一候欵、若雖_二御
所存相貽候_一、退可_レ被_レ申_二之候欵_一、随_二事趣_一其時可_レ被_レ執申_一之
由、太政入道殿仰所候也、仍執達_(西園寺實兼)如件、

九月廿三日

大判事章任_(中原)奉

謹上_(景光也)山井大夫將監殿

正和三年(一一三二)十月一日、北山殿では西園寺実氏の室貞子の十三回忌法会供養が予定されていたが、それに先立って、法会供養でなされる奏樂の一つ万秋樂の笛の所作人の選定について、当時笛一者であった大神景光から訴えがあった。笛の所作人には藤原教定が選定されていたが、景光はいくつかの理由を挙げ、教定は所作人として適当ではないとした。それに対して、尊治親王(後醍醐)から教定の所作人としての正当性が唱えられ、「不_レ可_レ及_二子細_一之由」という仰せが下った。この時に両者の間に入ったのが実兼であった。実兼は尊治

親王の強い推挙を黙視するわけにいかず、景光を宥めるために御教書を下したのである。

この時、大神景光は同時に大神景資(景光の弟)や秀賢についても所作人として不適格であるとして訴えている。特に秀賢の件では、伏見上皇の口入があり一悶着起きている。このいずれの場合も実兼が登場することにより事件が落着いている。

以上の事実からしても、実兼が天皇家と楽人の間の仲立ちのような役割を果たしていたことが窺い知れよう。

更に、実兼は武士の秘曲伝授にあたっても重要な役割を果たしている。実兼の日記によると、徳治二年(一一三〇七)北条貞時の家人小串範秀から灌頂(秘曲の中でも最秘曲の啄木伝受を言う)の申し入れがあった時、武士への秘曲伝授という稀有な例ではあったが、実兼の取り計らいで、琵琶西流師範家の藤原孝章を師匠とした伝授の儀が取り行われていた。その際、実兼は受者範秀と師匠孝章そして秘曲伝授を認可する伏見院の橋渡し役を勤めているのである。

このように実兼は、琵琶の家そして公家と武家の仲介役である関東申次という立場を活かし、天皇家と武士と楽人との間をうまく取り持つことができる数少ない、恐らくは唯一の人物として幅広く活躍していたと言えよう。

父の公相そして実兼と続いた、天皇の「正式の御師」の地位は、実兼の子公顕に継承され、西園寺家は琵琶の家としてもその絶頂期にあった。

(二) 西園寺家による琵琶西流師範家の庇護

当該期二つめの特徴は、「正式の御師」のポストを手に入れるなど、琵琶の家としても定着した西園寺家の隆盛に伴って、同家との師弟関係及び姻戚関係をもった琵琶西流師範家の地位が、この期に飛躍的に向上したことである。

まず、両家の間でなされた秘曲伝授の一覧を記そう。¹⁵⁾

- 仁治元年十月十一日 藤原孝時↓西園寺公相 「楊真操」
- 文永九年五月八日 藤原孝頼↓西園寺実兼 「啄木」
- 文永九年五月十三日 藤原孝頼↓西園寺実兼 すべての秘曲
- 徳治二年十月二十七日 西園寺実兼↓藤原孝章 「啄木」
- 延慶二年七月六日 西園寺実兼↓藤原孝重 「啄木」

両家の師弟関係は公相の時から始まり、その後公相の男実兼は、死期の迫った病床にある孝頼から次々に秘曲を伝受した。他方で、実兼から師範家への返り伝授も見られる。実兼が秘曲啄木を伝授した孝章・孝重は、実兼の師孝頼の孫であり、両人に秘曲を伝授すべき父孝秀が早逝したため、代わりに実兼が伝授したのである。

また、両家には婚姻関係も見られる。最初の姻戚関係が結ばれたのも、やはり西園寺公相の時である。公相は琵琶西流の祖とされる孝道の外孫である八十前を妻とし、二人の間には実兼と今出川院（龜山院后）が生まれている。続いて実兼も、孝道の曾孫にあたる孝子と結婚

している。この孝子との間に生まれたのが兼季であり、この兼季も後述するが、「正式の御師」として活躍する人物である。（系譜参照）

次に、このような師弟関係や姻戚関係を基礎として、西園寺家が琵琶西流師範家を庇護していた様子を見てみよう。

① 入道太政大臣殿（実兼）御記¹⁵⁾

文永九年五月

十二日、^{（藤原）}雨下、今日孝秀^{（藤原）}男^{（孝頼）}伝^{（孝頼）}受^{（孝頼）}秘曲^{（孝頼）}一^{（孝頼）}啄^{（孝頼）}木^{（孝頼）}、法枕予沙汰^{（孝頼）}一^{（孝頼）}汰^{（孝頼）}之^{（孝頼）}、馬一^{（孝頼）}疋^{（孝頼）}不^{（孝頼）}置^{（孝頼）}鞍^{（孝頼）}、箏^{（孝頼）}一^{（孝頼）}張^{（孝頼）}但^{（孝頼）}是^{（孝頼）}又^{（孝頼）}常^{（孝頼）}事^{（孝頼）}也^{（孝頼）}、劍一腰、内々送遺^{（孝頼）}之^{（孝頼）}、彼一類灌頂之時、

法枕沙汰事、先例也、

② 入道太政大臣殿（実兼）御記¹⁶⁾

徳治二年廿七日、戊午、天晴、今日授^{（藤原）}琵琶秘密曲^{（藤原）}調^{（藤原）}啄^{（藤原）}木^{（藤原）}於^{（藤原）}孝^{（藤原）}章^{（藤原）}、（中略）
伝受儀無為遂畢、自^{（藤原）}他^{（藤原）}数^{（藤原）}代^{（藤原）}之^{（藤原）}本^{（藤原）}意^{（藤原）}於^{（藤原）}道^{（藤原）}可^{（藤原）}蒙^{（藤原）}扶^{（藤原）}持^{（藤原）}事^{（藤原）}、法^{（藤原）}深^{（藤原）}中^{（藤原）}置^{（藤原）}故^{（藤原）}太^{（藤原）}政^{（藤原）}大^{（藤原）}臣^{（藤原）}、彼^{（藤原）}我^{（藤原）}道^{（藤原）}之^{（藤原）}安^{（藤原）}堵^{（藤原）}也、本^{（藤原）}尊^{（藤原）}定^{（藤原）}被^{（藤原）}レ^{（藤原）}加^{（藤原）}冥^{（藤原）}助^{（藤原）}一^{（藤原）}欵^{（藤原）}、可^{（藤原）}レ^{（藤原）}貴^{（藤原）}可^{（藤原）}レ^{（藤原）}悦^{（藤原）}、

③ 花園天皇宸記¹⁷⁾

正和三年正月二日条

（前略）次於^{（藤原）}三^{（藤原）}休^{（藤原）}所^{（藤原）}南^{（藤原）}面^{（藤原）}一^{（藤原）}有^{（藤原）}二^{（藤原）}勸^{（藤原）}賞^{（藤原）}、叙^{（藤原）}位^{（藤原）}事^{（藤原）}、（中略）從^{（藤原）}四^{（藤原）}位^{（藤原）}下^{（藤原）}同^{（藤原）}俊^{（藤原）}實^{（藤原）}、院^{（藤原）}司^{（藤原）}、同^{（藤原）}經^{（藤原）}忠^{（藤原）}、息^{（藤原）}、同^{（藤原）}孝^{（藤原）}重^{（藤原）}、正^{（藤原）}二^{（藤原）}位^{（藤原）}藤^{（藤原）}原^{（藤原）}朝^{（藤原）}臣^{（藤原）}公^{（藤原）}顯^{（藤原）}、（下略）

④ 西園寺実兼置文¹⁸⁾

文保三年二月六日

（前略）
ひはのみちをならふ事は「とし」「になりし時、いま」「南むきにて、故太政大臣との、御まへにて、法深にならひはしめての」「いつきて、たかよりにならひて、みちの事おくそをき

はめて、法しかなかれをは」「ひ」「たるその恩、いまにわすれ

ぬ事なれとも、おもふほととの報謝もかなはぬ事は、こゝろさしな

「あかねと、ちからをよはぬ事なり、されともこゝろのをよふ

所は、こたかのりを(藤原孝章カ)も、たかしけをも(藤原孝秀)」^二たかひてかいひをさし

にまかせて、みちの事はよくくしたてたれば、いつれもかんのう

なる事は、かみさ」「はしめまいらせて、世のゆるす所なれば、

いまは天下の人師たるへきよしの事まで、いひをきたりしも、とし

「かなるへき事にてありけるやらん、このうへの事はめうをん

天にまかせまいらせたる也、なにとあ」「やらん、返くおほつ

かなし、されとも孝頼かなかれにて、孝秋丸といふこわらは(十一歳)

あか子よりみそたてゝ、たうしまてもそはひらにありつる、あまり

にふひんにおほゆるうへに、先祖(せんそ)かみちの恩も謝しかたきゆへに、

つのかにとひまつの庄のあつかりそは、かうしゆま□か一期のほ

と、あて給ところ也」(下略)

史料①は、西園寺実兼の師である孝頼がその息子の孝秀に行った灌頂について記した実兼の日記である。この史料から、琵琶西流師範家の者が行う灌頂の儀における法枕(祿)については、西園寺家の沙汰が慣例になっていたことがわかる。

続いて史料②は、徳治二年に実兼から孝章へなされた灌頂について記した実兼の日記の一部である。ここには、最秘曲の伝授という大役を成し遂げた実兼の感慨が記されているが、特に西園寺家が琵琶西流師範家と一体となって琵琶の道を守るべき責務を背負っているという実兼の深い自負が読み取れよう。史料③からは、公頭が孝重の後楯と

なっていることがわかる。

最後に、史料④は実兼が富松荘の預所を孝重の男孝守(秋)に与え

る旨を書いた彼の置文である。^④欠字が多く、読みにくいところもある

が、いくつか興味深い点がある。それはまず、実兼が自分に琵琶の奥

儀を伝授してくれた孝頼に対して深い感謝の念を抱いていること、そ

して実際にも、孝頼への報謝として孝頼の子孫を庇護しており、例え

ば、孝頼の曾孫である孝守を幼少より育て、かつ所領を与えるといっ

たことがなされていること等である。

以上の如く、琵琶西流師範家は、西園寺家で初めて「正式の御師」

になった公相の時に、西園寺家と師弟関係及び婚姻関係を結び、以後

西園寺家の大きな庇護の下で琵琶師範家としての地位を向上させるこ

とができたのである。

以下、節を改めて琵琶西流師範家が天皇に対する秘曲伝授という大

役が与えられ、地下の者でありながら、天皇の師匠になっていく様子

を見ていくこととする。

(三) 琵琶西流師範家と秘曲伝授

当該期の三つめの特徴は、中世前期に比べて天皇や上皇の琵琶の秘曲伝授が積極的になされていること、そしてその師を琵琶西流師範家の者が勤めるようになったことである。以下、天皇の秘曲伝授の諸例を記し、考察していきたい。^⑤

後深草天皇 「正式の御師」は西園寺公相

文永四年十二月十二日	「石上流泉」	師	藤原博子
文永五年一月十五日	「上原石上流泉」	師	藤原博子
文永五年一月二十三日	「楊真操」	師	藤原孝頼
文永五年六月二十五日	「啄木」	師	藤原博子
文永五年六月二十六日	「啄木」秘説	師	藤原博子
亀山天皇	「正式の御師」	は西園寺公相	
年月日不詳	「流泉・楊真操」	師	不詳
文永四年十二月五日	「啄木」	師	藤原孝重
伏見天皇	「正式の御師」	は西園寺実兼	
弘安九年六月十八日	「楊真操」	師	西園寺実兼
弘安九年六月二十日	「啄木」	師	西園寺実兼
正応元年五月二十二日	「啄木」	師	右衛門督局 (孝道の後裔)
正応四年十一月三十日	「両流泉」	師	西園寺実兼
後伏見天皇	「正式の御師」	は今出川公顕	
延慶二年十月二十三日	「楊真操」	師	今出川公顕
延慶四年四月二十日	「両流泉」	師	今出川公顕
正和二年十二月二十二日	「啄木」	師	今出川公顕
元亨二年八月十二日	啄木本譜外口伝	師	藤原孝重

ところで、ここに列記した楊真操・石上流泉・上原石上流泉・啄木は、いずれも琵琶の最秘曲である。琵琶の秘曲伝受について詳細な相馬万里子氏の論稿によれば、「琵琶をことさら高貴な楽器とし、秘曲伝授を厳重な儀式によって行うようになったのは、平安末期あたりから」ということである。²⁴ただし、氏も指摘されているように、天皇の三曲伝受(鎌倉期に入ってから)は秘曲四曲を三曲と称するようになった)を確認できる初例は、後鳥羽天皇である。

さて、前掲の四人の天皇の秘曲伝受において注目すべきことは、その師の中に、「事実上の御師」に分類される琵琶西流師範家の者が含まれていることである。後深草天皇以前における天皇の秘曲伝受例は、管見では後鳥羽・順徳天皇のみである。²⁵後鳥羽天皇の場合は、元久年間にすべての秘曲を、²³また順徳天皇も建保六年に楊真操を伝受している。²⁴いずれも両天皇の御琵琶始にあたり正式に任命された御師(「正式の御師」)である二条定輔によってなされている。

これに対して、後深草・亀山両天皇に秘曲の伝授を行ったのは「正式の御師」である西園寺公相ではなかった。²⁵「事実上の御師」である琵琶西流師範家の者が秘曲伝授の師が任ぜられることとなったのである。その理由の一つには、「正式の御師」である西園寺公相が病弱で、文永四年(一二三六)に死去してしまい、公相に代わって「正式の御師」を勤めるにふさわしい公卿クラスの人材がいなかったことが挙げられよう。²⁶ただし、それとともに二つめの理由としては、秘曲伝授に先立って内々に琵琶の教授を行っていたという事実に基づくところが大きいと考える。即ち、公相に代わって後深草天皇に秘曲伝授を行っ

た藤原博子は、後嵯峨院の寵愛を受けて二人の子供をもうけるなど、単なる地下楽家の者にとどまらず、幼少の頃から後深草天皇に琵琶の手ほどきをする「内々の師」であつた。²⁷同様に龜山天皇に啄木という最秘曲を伝授した藤原孝経も病弱の公相に代わつて、その前から天皇に内々に琵琶を教授している。この背景には、西園寺家との深いつながりがあつたことは言うまでもない。

また、後伏見天皇の場合も「正式の御師」公頭は既に死去していた。更に公頭に代わつて師匠となり、本来伝授を行うべき西園寺実兼も「今已及三所勞危急」という状況にあつたため、内々に琵琶を教授していた藤原孝経が、秘曲伝授の師を勤めたのである。²⁸

以上のとおり、当該期になると天皇の秘曲伝受が盛んに行われるようになるが、琵琶西流師範家は、天皇の「正式の御師」ではないにもかかわらず、天皇の秘曲伝受の師という大役が与えられ、²⁹地下の者がかかわらず、天皇の秘曲伝受の師とすることになる。この理由としては、同家が琵琶の秘曲や奥儀を相承していることや、後深草・龜山両天皇の「正式の御師」西園寺公相の死去や西園寺実兼の病氣という偶発的な事情があつたことは確かなことであるが、これらに加え、同家が西園寺家と深い連帯関係にあつたことが大きかつたと考えるべきであろう。

二、光嚴期

(一) 琵琶西園寺家の分裂

本章では、光嚴天皇親政期及び院政期を中心に考察を進めるが、当該期も天皇が修養する楽器の中心はやはり琵琶であつたため、琵琶の御師に焦点を置きながら述べていきたい。

第一章で見たように、この期以前に天皇や上皇に琵琶の教授や秘曲の伝授を行つてきたのは、「正式の御師」の地位を独占していた西園寺家の者、及びその代役としての琵琶西流師範家の者であつた。しかし、光嚴期を境に西園寺家の琵琶の家としての力が弱まり始め、ついには「正式の御師」の独占を維持できなくなったこと、そして代わつて天皇家自身が秘曲を受けるだけでなく、授ける師匠の立場も演ずるようになるといった変化が見えてくる。以下、本章ではその二点について考察したい。

西園寺家では、実宗が守貞親王の「正式の御師」を務めて以来、嫡流が琵琶の楽統を継承し、実宗の曾孫公相そしてその子息実兼の時には、天皇の「正式の御師」として音楽の世界では絶大な権力を有したことは前章で詳述した通りである。しかし実兼の子息の代になると、嫡流が西園寺家に伝わる琵琶の楽統を継承しなくなったのである。

実兼には四人の男子がいる。西園寺家を継いだ嫡男公衡は、琵琶の才能にあまり恵まれなかつたようである。父実兼からの秘曲伝授は見

られず、むしろ笙を得意としており、宮内での管絃の会である御遊において、しばしば笙の所作を勤めている。³⁰ 実兼から琵琶の秘曲伝授が見られるのは、次男公頭と四男兼季である。³¹

その次男公頭は、胤仁親王（後伏見）の御琵琶始にあたって「正式の御師」を勤めた。³² 在位後には、すべての秘曲を伝授し、御遊においても天皇と共に琵琶の所作を勤めている。³³ また後二条、花園両天皇の場合には、公頭が御琵琶始の儀において「正式の御師」を勤めたかどうかは、それに係る史料が確認できないためわからないが、公頭が当時の琵琶の第一人者であったことに加え、両天皇の御遊においては、両天皇とともに琵琶の所作を勤めていることから推測すると、公頭が両天皇の御師でもあった可能性は高いと言えよう。

一方、四男兼季は、琵琶よりはむしろ笛に優れ、光厳親政期以前からその活躍ぶりが窺われる。ただ、兄公頭の存命中は笛を専らとしており、御遊では後二条天皇とともに笛の所作を勤めたり、³⁵ 応長元年（一二三二）になされた花園天皇の御笛始では「正式の御師」を勤めている。³⁶ 恐らく当時、朝廷内において、琵琶の第一人者は公頭、笛の第一人者は兼季という評価がなされていたのではないだろうか。

実兼は文保元年（一二三二）に以下の如き置文を書いている。³⁷ 置文が書かれた時、兼季に子供がいなかったという理由も考えられるが、³⁸ それだけではなく、既述したように両人ともが管絃の道に秀でていたために、両家で一流を継承させようとしたのではないだろうか。

「一」高年未レ挙ニ一子一、当時三歳男子一人有レ之由依ニ伝聞一、予計雖下授ニ名字実頭一令中叙爵上、始終之運不レ知レ之、兼季卿又于レ今無ニ一

子一、仍以ニ彼卿一可レ為ニ右府（公頭）之嫡子一、以ニ実頭一為ニ兼季卿子一、縮ニ両家ニ可レ為ニ一流一」

しかし、公頭は正和二年頃には病気がちになり、後伏見天皇への参仕もままならず、公頭に代わって年老いた父実兼が天皇に琵琶の教授をすることもしばしばあり、³⁹ とうとう元応三年（一二三二）に公頭が死去した。⁴⁰ 結局、琵琶の楽統は実兼の命により、四男兼季の今出川家（菊亭家）が継承することとなり、⁴¹ これ以後、兼季は笛ではなく琵琶の「正式の御師」として活躍し始める。まず、公頭が死去した翌年の元亨二年（一二三二）には、後醍醐天皇に琵琶の最秘曲啄木を伝授し、⁴² 続いて元亨三年になされた量仁親王（光厳）の御琵琶始には「正式の御師」を勤めるなど、⁴³ 兄公頭に代わって琵琶の第一人者とも言うべき役割を果たしている。しかし、兼季の嫡男実尹は兼季の晩年に生まれた子供である上に、若くして死去してしまつた為、兼季の後継者になるには至らなかつた。⁴⁴

一方、西園寺家嫡流は、四絃の相承が今出川家に移つたとはいうものの、琵琶西流師範家の一族と師弟関係を結び、琵琶の修練に励むなど琵琶の家として権威を維持していた。前述した嫡男公衡の男実衡、孫の公重、曾孫実俊などは、管絃に堪能な者しか参加することができない御遊において、しばしば琵琶の所作を勤めている。特に公重は、兼季の死後、光厳上皇とともに御遊での琵琶の所作を勤めたことをはじめ、宮廷における琵琶の活躍が散見しており、⁴⁵ 兼季に代わる立場にあつたとも推測される。

にもかかわらず、西園寺家では琵琶の家としての最も重要な楽統が

嫡流ではない今出川家に相承されたため、一族としてみると、琵琶の家としての力が分散してしまい、「正式の御師」を出す基盤が揺らいだ。その結果、今出川兼季を最後に西園寺・今出川の両家ともに「正式の御師」を勤める者はいなくなるのである。

最後に、こうした両家の様子が窺われる、四絃相承について記した今出川公直（兼季の孫）の日記を掲げ、いくつかの指摘をしたい。

四絃相承事

四絃事、稟妙音院相国正統、自坊城内府迄于微臣、為当家七代之

余流、如形伝此道訖、随而故後西園寺入道相国、四絃事、以兼季

卿為嫡弟之由、元応年中御置文炳焉也、(中略)抑妙音院流秘曲事、

竹林院入道左府不被彈四絃之間、一代中絶、故内府為孝重朝

臣弟子之間、不被存知、故大納言不彈琵琶、一代中絶、前右

府為孝守朝臣弟子、不伝二件秘説、既以四代中絶也、故今出河入

道右府授入光嚴院法皇之間、予為一勅弟、悉可被返授之

由、去觀応年中雖有勅約、依天下擾乱、御隠遁、令着墨衣御

之間、就御相統、從上皇、当家秘説悉被返下訖、随而永和清

暑堂神宴、予彈玄上秘説等了、於前右府、一文和清暑堂・中殿

兩度御遊所作不存知之間、不彈玄象訖、皆以世之所知也、此秘曲

等事、頗以為一人口伝、為不絶、上御流被下当家之外、西園

寺以下他家之輩、縦雖為勅弟、不被授下之由、予子々孫々携

此道者、堅可申入所存、上皇并親王御方、為当流御相伝之上者、

不違代代々素意、觀慮無依違者、可叶妙音院并烈祖素意、吾道事

偏奉祈精妙音天、可励稽古者也、為後日不審、聊注之矣、

永徳三年九月 日

① 元応年中に書かれた実兼の置文に、四絃の相承については、今出川兼季を嫡弟とする旨が書かれていること。

② 西園寺公相の時代に築かれた琵琶西流師範家（孝守は孝時の後裔）との密接な関係が、延文年中に至るまで保持されていること。

③ 具体的には、西園寺実衡（実兼の孫）は藤原孝重の弟子、西園寺実俊は藤原孝守の弟子であること。

④ 兼季が光嚴院に伝授した秘曲を、兼季の孫で光嚴院の弟子である公直に返し伝授される勅約があったが果たされず、結局、光嚴院の子崇光院から公直に返し伝授されたこと。

⑤ 今出川家が相承した楽道を守っていくために、たとえ西園寺家出身の勅弟であっても、特別な秘説については決して伝授してはならないという申し入れがなされたこと。

以上、五つほど興味深い点を列記した。特に④は直接に両家のことには関係しないが、かつては天皇家に伝授する立場にあった今出川家の者が、逆に天皇から伝授されるようになったということは注目すべきことであり、以下、節を改めてこの点について述べていきたい。

(二) 天皇家による秘曲伝授

天皇は元服を済ませた頃に御師（「正式の御師」）を選定して「御楽器始」を行い、以後は御師の指導の下で楽器の修練に励み、いつの日

にか、御師より秘曲が伝授されるという一つの音楽修得コースがあった。

ところが光厳天皇の場合、御琵琶始以前に父の後伏見院から琵琶の
手習がなされたのみならず、その後の秘曲伝受も直接に後伏見院から
なされるという前代未聞の事が行われた⁽⁴⁸⁾。恐らく後伏見院の琵琶に対
する思い入れがかなり深いものであり、親王に対する音楽教育にも熱
心であったためであろう。それにしてもこれが先例となり、以後、天
皇家の者を師とする秘曲伝授が頻繁になされていくのである。ちなみ
に、父から伝授された光厳院も、延文元年（一三五六）に第一皇子の
崇光院に最秘曲の啄木を伝授している。更に光厳院の場合は皇家内部⁽⁴⁹⁾
の伝授にとどまらず、皇家以外の正親町忠季にも啄木は含まないもの
の秘曲を伝授している。これが皇家の者から貴族へ伝授の初例とな
り、以下に列記する如く⁽⁵⁰⁾、同様のことが崇光院、栄仁親王によっても
なされていくのである。

後伏見 ↓ 光厳

元弘三年九月九日

〔楊真操〕

建武二年五月一日

〔石上流泉〕

建武二年五月八日

〔両流泉〕

光厳 ↓ 正親町忠季

年月日未詳

〔楊真操〕・〔両流泉〕

延文元年十月二十日

〔啄木〕・すべての秘曲

崇光 ↓ 正親町忠季

延文三年八月二十一日

〔啄木〕

崇光 ↓ 栄仁親王

永徳元年九月二十三日

〔啄木〕

崇光 ↓ 今出川公直

貞治五年十二月十八日

〔啄木〕

栄仁親王 ↓ 楊梅兼邦

応永九年十二月三日

〔王樹後庭花〕

栄仁親王 ↓ 治仁王

応永十三年正月十四日

〔楊真操〕

応永十三年十二月二十三日

〔両流泉〕

栄仁親王 ↓ 今出川公行

応永十八年四月四日

〔啄木〕

栄仁親王 ↓ 貞成親王

応永十八年十一月十九日

〔楊真操〕

栄仁親王 ↓ 園基秀

応永二十年十月四日

〔楊真操〕

この中に見られるように、四絃を相承した今出川家の嫡流公直にし
ても公行にしても、最秘曲啄木については、それぞれ崇光院、栄仁親
王から伝授されており、琵琶の家にもかかわらず、二度と「正式の御
師」に就くこともなく、次第に琵琶の楽統も伏見宮家の手中に収めら
れていくことが窺われよう。

三、後光厳期

(一) 楽家と「正式の御師」

本章は後光厳期を中心に考察を進めていきたい。特に当該期の特徴として挙げられることは、それまで秘曲伝授の師として「事実上の御師」を勤めるにとどまっていた楽家の者が、「御樂器始」の師（「正式の御師」）になるに至ったこと、天皇が修養する主な樂器が琵琶から笙に代わったこと、及び天皇の「御樂器始」にあつたての御師の選定や儀式全般にわたつての沙汰が上皇から將軍に移つたことが挙げられるが、三つ目の特徴については、別稿に論じる予定があるため、ここでは初めの二点について述べていきたい。

後深草期から後伏見期にかけて、「正式の御師」の座を手中におさめた西園寺家の隆盛に伴い、同家と密接な関係を持つ琵琶西流師範家の地位も飛躍的に向上したことについては前述した通りである。ただし、この時点では、あくまでも琵琶西流師範家の者は天皇への秘曲伝授を勤める師（「特別の御師」）に留まっていた。ところが、後光厳天皇の御琵琶始にあたり、琵琶西流師範家の者が初めてその師（「正式の御師」）に選定されたのである。

後光厳天皇は光厳天皇の第二皇子として生まれ、仏門に入る予定にあつたが、政局の急変により、正平七年（一二三二）に急遽皇位についている。そのせいか、代々の天皇に比べ御琵琶始も遅く、二十歳の

延文二年（一二三二）四月二十九日に執り行われた。

以下、後光厳天皇の御琵琶始について詳しく記されている洞院公賢の日記『園太曆』から、その一部を掲載したい。

〈延文元年十一月五日条〉

（前略）

御比巴始事、可_レ申沙汰_二之由内々被_レ仰下_一候、當家他家可_レ然之仁授申之段、先規連綿歟、而今無_二其仁_一之間、以_二孝守_一可_レ爲_二御師範_一、凡彼先祖等、奉_レ授_二秘曲_一之段者無_二子細_一者也、先龜山院御在位之時、文永四年十二月五日、孝經奉_レ授_二啄木曲_一、其儀於_二朝餉_一有_レ之云々、其後又法皇御灌頂、孝重卿申沙汰也、於_二禁裏御比巴始之儀_一者、彼父祖申沙汰事所見不_二分明_一、但以_二大永等准據之例_一有_レ其沙汰_一之條、不_レ可有_二子細_一歟、且元亨二年後醍醐院御在位時、秘曲御傳受新儀等在其儀之由所承及也、今度儀又於朝餉可沙汰不可有子細候哉之由、所_レ注_二置舊記_一也、此事誠有_二其沙汰_一者、爲_レ上定可_レ被_レ尋_二申_一御意見_一歟、然而内々申談者也、御所存分、委細可_二承存_一之條可_レ爲_二本望_一候、

〈延文二年四月二十九日条〉

天晴 傳聞、今日主上御琵琶始、西園寺大納言・孝方等參内、

〈延文二年四月三十日条〉

天晴、入道内府送消息、續_レ左、

さても禁裏御琵琶沙汰、頻御遁避候を、西大頻張行被_レ申候間、去夜御琵琶始候之由被_二仰下_一候き、思食立候、目出度候哉、

（中略）

按察卿注送、去夜御琵琶始儀事、

西園寺大納言可參候之由兼日風聞、而不_レ出仕_二云々、近日細々出仕
故障云々、其故候歟、然者何不_二申延_一哉、

(中略)

御琵琶始事、孝守一流申沙汰無_二先規_一歟、然而當時依_レ無_レ人被_レ召之
歟、是文永龜山殿在位之時、孝經朝臣應_レ召奉_レ授_二灌頂_一、彼例云々、

其時後西園寺入道相國候御前乎、今度大納言不_レ參、所存可_レ尋

長い引用になったが、特筆すべき内容を簡単にまとめておきたい。

①他に適任者がいなかったため、琵琶西流師範家出身の藤原孝守が
「正式の御師」に選ばれたこと。

②孝守一族の者で御琵琶始の師を務めた先例がないため、一族の者に
よる秘曲伝授の例(孝経↓龜山、孝重↓光厳)を規範としたこと。

③西園寺公経の子息実雄を家祖とする西園寺家庶流の洞院家が、延文
元年に至る間に、天皇に琵琶を奉授する家になっていたこと。

④後光厳天皇は琵琶を始めることにためらいがあったが、西園寺実俊
の積極的な後押しにより、琵琶の儀を行うに至ったこと。

⑤孝経が龜山院に秘曲を伝授した時には西園寺実兼が御前に祇候し、
今回の儀では実俊が祇候すべき予定にあったこと。

以上、五つほど列記したが、中でも西園寺実俊と藤原孝守の在り方
に注目したい。

かつては、「正式の御師」の地位にあつた西園寺家の者が病氣等で
秘曲伝授ができない場合や師範家が相承する特別な奥儀を伝授すると
きに限って、師範家の者が秘曲伝授の師を務めていたのに対して、こ
の場合、始めから孝守が「正式の御師」に選ばれ、西園寺実俊はあ

(三)

くまでも奉行役を勤めるにすぎないのである。こうした関係は、その
後、延文五年になされた秘曲伝授においても見られ、孝守が師匠、実
俊が奉行役を命ぜられている。このことから、一方で西園寺家本流・
庶流ともに「正式の御師」となる者が輩出できないほど琵琶の家とし
ての力が弱まり、他方で、代わつて琵琶西流師範家では秘曲伝授の師
匠を継続して勤めていくうちに実績が認められ、とうとう師範家始ま
つて以来、はじめて御琵琶始の師という「正式の御師」のポストを手
に入れるに至ったことがわかる。

ところで、このように地下の樂家の者が、「御樂器始」にあつて
の「正式の御師」に任命されるという事態は、琵琶だけではなく、同
時期に笙においても見られた。以下、節を改めて後光厳天皇の御笙始
について考察していきたい。

(二) 後光厳天皇と笙

後光厳天皇は気が進まないままに御琵琶始の儀を行ったことについ
ては前述したが、それは天皇の関心が琵琶よりも笙に強くあったから
のようである。

後光厳天皇は琵琶始めを行った翌年の延文三年(一一三五八)八月一
四日に御笙始を行っている。以下、御琵琶始と同様に、後光厳天皇の
御笙始について詳細な「園太曆」の記事を引用し、特筆すべき点を列
記したい。

延文三年八月
六日、天晴、自_二内裏_一被_レ下_二御書_一、笙御沙汰之間事也、即如_二先例_一引

勘之上、召^{豊原}龍秋^{豊原}大概相尋了、無三分明申之旨、仍存知之趣大概捧^三請
文了、且又勅書一段續^レ之、

勅書

兼又管絃所作事、代々面影なる様候之間、乍^三晚學^二思立候、隨而琵琶始
なとも、去年已遂^三其節^二了、全分未^レ能^三稽古^二候、笙事、一向遊態^二樂十
許候之間、相雙可^レ令^レ勵^三稽古^二之由思給候、堂上所^レ作當時曾無^三其仁^二
候、地下申入之段不^レ限^レ之、笙已下先例勿論候歟、然者可^レ召^三龍秋^二之由
思給候、地下輩備^二師範^一之段者、先蹤雖^レ不^レ能^三左右^二候、事始之儀者分
明不^レ勘得^二候、若云^三准據^二云^レ記録^一所見等被^レ引勘^二被^レ計申^一者可^レ宜
候、隨^二思出^一令^レ申候、他事期^二後信^一候也、

抑鳳笙事、天曆・寛治兩代嘉躰不^レ能^三左右^二候之處、近來陵夷不便之處、
興廢之朝義珍重候、四絃相竝御沙汰不^レ可^レ有^三子細^二候哉、御師匠間事、
堂上縱雖^レ有^三其仁^二聞^一食地下說^二之條、先傍例候、當時龍秋宿老堪能傍
若無人候歟、但彼輩被^レ召^三御前^二之時、堂上可^レ然之人必候^三其砌^一
歟、^{山井}景光奉^レ授^三萬秋樂東曲於法皇御方^二候之時、種々被^レ經^三沙汰^二、大炊
御門入道^{氏也}大納言參候、其外連々例勿論候乎、然者今度^{實村}實村卿、於^二藝之
堪否^一者雖^レ不^レ存知、於^レ家三代相續仁之上、幸爲^三龍秋之門弟^二接^一公
宴^一、已遂^三當道灌頂^二候歟、若可^レ有^三恩喚^二之仁候乎、兼又御笙始儀事、
如^三琵琶^二者近來流例沙汰來候歟、其外諸藝又問其儀候哉、然而古さまハ
若強不及^三其沙汰^二にも候やらんと覺候、隨而貞和景光雖^レ申出候^一不^レ
及^三沙汰^二、秘曲御傳受許候歟、今又當道樂曲少々雖^レ内々^二御練習之上、

如^三蘇合^二曲被^レ聞食^一之、御笙始儀被^レ通用^二之條、若可^レ爲^三隱便^二之沙汰^一
候乎之旨存候、就^三勅問^二及^三巨細^一候、出物至、殊恐申上之旨、加^三御詞^二
可^レ下^レ計^三披露^二給上候、公賢誠恐頓首謹言、

八月六日

藤原公賢

〈延文三年八月十四日〉

(前略)

今日儀相^{實材}尋^一一條前中納言之處、注^三送^二之、

延文三年八月十四日、庚辰、天陰、自^レ夕雨降、今上有^{後光嚴}御笙始

儀、^{主上後御沙汰遺事、村上天皇有秋、堀川院時文、兩代御師如、此今、實材兼日内々以^二女房}
度被^レ召^三龍秋^二、道之恢弘、家之繁昌、難^レ盡^レ筆端、又實材應^レ召^三之條自愛^一、

奉書^{續左}可^レ參^三之由蒙^二催之間申^三領狀^一、入夜參内、(下略)

①村上・堀河天皇以來、久々の天皇による笙の沙汰であり、天皇自身
が琵琶と笙とともに学びたいという希望から、御笙始が執り行われ
るに至ったこと。

②御琵琶始は慣例化していたが、他の樂器始はなされておらず、光明
朝に大神景光が御笛始の儀を申し出たが果たせず、笛の秘曲伝授の
儀のみに終っていること。

③天皇自ら御笙始の御師として、豊原龍秋を選定していること。

④樂の教授にあたり、地下の者を御前に召す時は、必ずその場にふさ
わしい堂上の人物を介在させることが慣例であり、この儀では一条
実材が召されていること。

⑤天皇が笙を学ぶことにより、笙の道が広がり、笙を專業とする家が
繁栄すると認識されていたこと。

以上、五つほど列記したが、この他にも興味深い内容が見られる記

事と言えよう。

ところで、御笙始の御師となつた豊原龍秋は、祖父豊秋の猶子となつて豊原家の嫡流を継承し、当時雅楽界の指導的地位である「一者」を務めていた長老であり、地下の楽人の中では最も御師にふさわしい人物であつた。龍秋は御笙始に続いて、延文三年（一三五八）十二月二十六日には蘇合・万秋楽を後光厳に伝授している。そして延文五年正月には、出家するにあたり、御師の賞として、楽人では先例のない従四位下に叙されるなど、⁵⁶楽人として最高の位を手に入れていた。

一方、後光厳天皇は笙の修練には励んだようで、以後しばしば御遊において笙を奏している。そして、ついには応安元年（一三六八）五月十三日に天皇では初めてとされる笙の灌頂を受けるに至っている。⁵⁷

このように、琵琶よりも笙に関心を持った後光厳天皇の登場により、天皇の専ら修養する楽器が琵琶から笙に代わり、御笙始の儀が初めて行われた。以後、御琵琶始に代わつて御笙始が代々の天皇の慣例とするところとなり、御師を豊原氏とすることも定着していった。⁵⁸

おわりに

本稿では、一、後深草期から後伏見期、二、光厳期、三、後光厳期の三つの時期に焦点を当てて、鎌倉後期から南北町期における御師についての考察を行った。以下、その要約をもつて結びとしたい。

まず一期では、音楽の中でも琵琶が主流にあつた時、政治的に有力であつた西園寺家が琵琶の家となることに伴い、音楽面でも力を発揮

した。特に、公相以後は琵琶の「正式の御師」の地位を独占し、朝廷における音楽を中心とする文化の牽引役を果たすとともに、音楽の世間でいわばフィクサー的役割を果たすようになった。また、当該期に西園寺家と師弟関係や姻戚関係を深めた琵琶西流師範家が西園寺家の庇護もあり、次第に地位を高め、ついには地下の者としては初めて琵琶の秘曲を伝授する師として認められていった。

次に二期では、一期で琵琶の「正式の御師」の地位を独占していた西園寺家の楽統が、庶流の今出川家に相承されたこともあつて、西園寺家全体として琵琶の家の力が低下し、「正式の御師」の継承を維持できなくなった。そうした中で、優れた楽才を有する天皇が続くうちに、皇家が秘曲を受けるだけではなく、自ら他の者に授けるということもなされるようになるなど、「御師」の在り方に変化が見られてきた。

そして三期には、西園寺家の力が一段と弱まる一方で、天皇に音楽の教授を続けていた地下の楽家の力が強まり、ついには初めて楽家出身の者が「正式の御師」に任ぜられた。この頃になると、天皇の修養する主な楽器が琵琶から笙に代わり、それに伴い、豊原氏が御師の家として定着するようになっていった。

このように、天皇の「御樂器始」の下に確立した御師の制度は、長い間、貴顕が就くものとされてきたが、天皇がより主体的に音楽の修得に取り組むようになるにつれ、その独占は崩れていった。そしてこれにとつて代わる形で、「事実上の御師」であつた地下の楽家が名実ともに「御師」として、その地位を確立していった。ここに「正式の

御師」と「事実上の御師」の共存の時代から、楽家による御師の時代への移行がみられるのである。

ところで、今日、音楽史研究上、「正式の御師」のみならず、本来は御師と称すべきではない者まで御師として認識されているのは何故であろうか。

右にみたように、公卿クラスに代わって「特別の御師」そして「正式の御師」となった楽家は天皇の御師を勤める家と見なされるように

なるが、後世に編纂された楽書や日記では、遑ってこれら楽家の先達であり、「事実上の御師」であった者までもが御師として記されたことによると考えられる。これらをそのまま史料としてきた今日までの音楽史研究では、拙稿で試みた御師の区分がなされることはなかったのである。

(本学専任講師＝歴史学担当)

	楽器					典拠
天皇	和琴	箏	琵琶	笛	笙	①「文」
桓武		①奈良麻呂				①「文」
嵯峨				①大戸清上		①「楽」①「体」
仁明	①秋野丸	②源信	③藤原貞敏	④大戸清上		①「文」②「秦箏」③「箏」 ③「文」④「文」①「体」
文徳		①仁明				①「秦箏」①「箏」
清和		①源信	②藤原貞敏	③和邇部大田麻呂		①「楽」②「文」③「琵琶」③「文」
宇多		①石川色子 ②在原行平			③豊原成秋	①「文」②「秦箏」③「楽」
醍醐	①貞保親王	②藤原時平				①「和琴」②「秦箏」①「文」
村上		①藤原実頼				①「箏」①「古事談」②「禁」①「文」 ③「二中歴」①「体」④「楽」①「鳳笙」 ⑤「楽」⑥「明応」①「鳳」
一条				①藤原高遠	④豊原有秋 ⑤豊原公元 ⑥時延	①「禁」①「御」①「体」①「楽」
三条				①藤原宗国		①「体」①「楽」

堀河								①源政長(郢曲)※ ②延近 ③大神基政(筆築) ⑥(藤原忠教)	④豊原時光 ⑤豊原時元	①「懷」「禁」「樂」「中」 <small>承徳元年閏正月四日</small> ②「統教訓抄」③「文」「懷」「體」「樂」 ④「樂」「體」⑤「鳳」「樂」「體」「明応」 ⑥拙稿(上)
鳥羽								①藤原宗輔 ②藤原公教 ③大神基政 ④戸部清延 ⑤(藤原信通)		①「文」「體」「懷」 ②「樂」 ③「樂」 ④「樂」所収「戸部氏系図」 ⑤拙稿(上)
近衛								①藤原宗輔※		①「管絃御伝授記」(「伏見」)
二条		①若御前						①藤原師長 ③源通能 ④美福門院女房 ⑤中原有安 ⑥藤原孝定		①「秦箏」「箏」②「文」「琵琶」「後伏見」 ③「禁」「文」「胡」④「胡」「後伏見」正和十二、十三 ⑤「胡」⑥「文」
高倉								①藤原実国 ②戸部清兼		①「禁」「文」「樂」「懷」 ②「文」
後鳥羽		①安芸局						②二条定輔※ ③藤原実教※		①「秦箏」「箏」 ②「文」「琵琶」「定輔卿記」 ③「御」建久八、四、三「主上御笛始記」「文」 ④「文」
順徳								①二条定輔※		①「文」「代々琵琶」
後深草		①藤原公世 (八条)						②西園寺公相※ ③藤原博子 ④藤原孝経 ⑤藤原孝頼		①「箏」「秦箏」②「管絃御伝授記」 「文」「後深草」③④「琵琶」「後深草」 「文」「琵琶」「秘曲伝受月々例」 ⑤「秘曲伝受月々例」
龜山								①西園寺公相※ ②藤原孝経		①「後深草」「琵琶」②「琵琶」「文」 「後伏見」「花山院太政大臣記」「琵琶」 ③「文」「勘仲記」弘安十一、七、三 「尊」良教「御」弘長二、三、二六

後宇多									①(洞院公守) ②藤原良教	①「御」②「尊」良教 【勘仲記】弘安十・七・三
伏見									④花山院長雅※	①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
後伏見										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
後二条										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
花園										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
後醍醐										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
光嚴										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
光明										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
後村上										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」
崇光										①「琵琶秘」 ②「伏見院」 ③「公衡公記」 ④「伏見院御笛始事」

後光厳			①藤原孝守※		①「園」延文元十一・五「後光厳天皇御琵琶始竝御伝受記」(「伏旧」一)「楽」 ②「園」延文三十八・十四「楽」「鳳」 「体」(「禁裏御笙始代々記」) ③「統史」延文五・七・二「明応」 ④「愚管記」延文四・四・二八
後円融			①豊原信秋※ ②(豊原英秋) ③豊原量秋※ ④足利義満	①「体」(「同前」)「楽」 ②「体」「統史」永徳二・三・二六 ③「秦箏」④「体」 ⑤「鳳」⑥「鳳」	
後小松		①義仁法親王	①豊原行秋※ (幸)	①「楽」 ②「鳳」 ③「看聞御記」 心永二四・二九	
称光					

この一覧に掲載した御師には、前稿で分類した「正式の御師」のみならず、「事実上の御師」や「特別の御師」、そして「相承系図」「血脈」等から師弟関係を推定した者をも含むものであり、史料上「御師」と称されていても疑わしい者もかなり存在する。それ故、この一覧は決して厳密な「御師一覧」ではなく、天皇と音楽的な結び付きを考える一つの参考資料として掲載したものである。

《典拠一覧》

- 「秦箏」↓「秦箏相承系図」(「伏旧」二)
「箏」↓「箏相承系図」(「伏旧」二)
「琵琶」↓「琵琶血脈」(「伏旧」一)

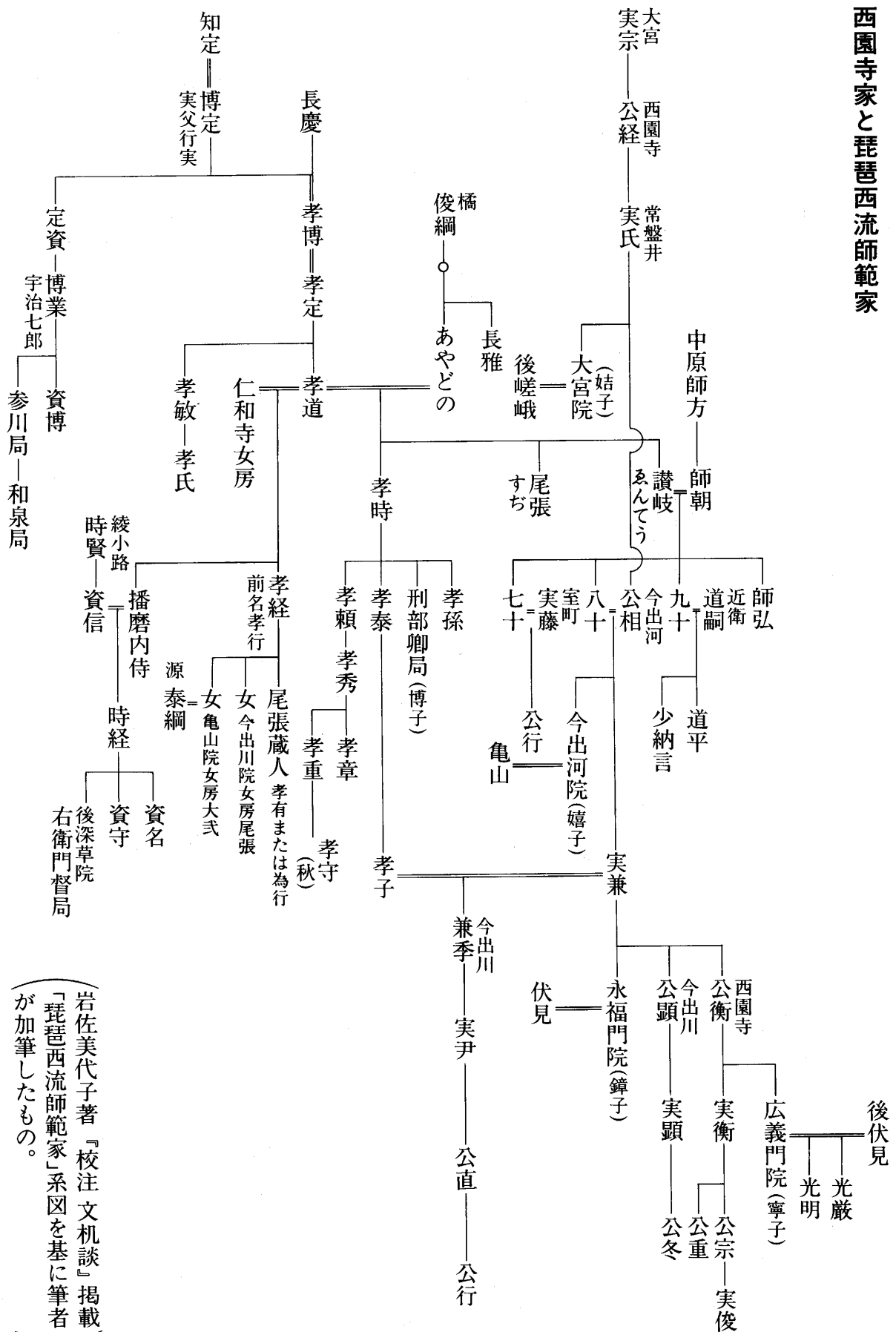
- 「鳳」↓「鳳笙師伝相承」(「統群書類従」第十九上 卷五三三)
「尊」↓「尊卑分脈」(「新訂増補国史大系」)
「文」↓「文机談」(岩佐美代子著「校注文机談」)
「楽」↓「楽家録」(「日本古典全集」)
「体」↓「体源鈔」(「日本古典全集」)
「御」↓「御遊抄」(「統群書類従」第十九上 卷五二七)
「明応」↓「明応二年鳳管灌頂記」(「統群」第十九上 卷五二八)
「懐」↓「懐竹抄」(「群書類従」第十九 卷三四三)
「禁」↓「禁秘抄」(「新訂増補故実叢書」禁秘抄考註)
「胡」↓「胡琴教録」(「伏旧」二)
「琵琶」↓「琵琶秘曲伝受記」(「伏旧」一)

- 〔代々琵琶〕 ↓ 〔代々琵琶秘曲御伝受事〕 (〔伏旧〕一)
- 〔後深草〕 ↓ 〔後深草院御記〕 (〔代々琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔伏見院〕 ↓ 〔伏見院御記〕 (〔代々琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔後伏見〕 ↓ 〔後伏見院御記〕 (〔代々琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔崇光院〕 ↓ 〔崇光院御記〕 (〔代々琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔中〕 ↓ 〔中右記〕 (〔増補史料大成〕)
- 〔園〕 ↓ 〔園太曆〕 (〔史料纂集〕)
- 〔花園〕 ↓ 〔花園天皇宸記〕 (〔史料纂集〕)
- 〔統史〕 ↓ 〔統史愚抄〕 (〔新訂増補国史大系〕)
- 〔管絃御伝授記〕 (〔伏旧〕一)
- 〔秘曲御伝授記〕 (〔伏旧〕一)
- 〔啄木御伝授記〕 (〔伏旧〕一)
- 〔主上御笛始記〕 (〔伏旧〕一)
- 〔秘曲伝受月々例〕 (〔伏旧〕一)
- 〔定輔卿記〕 (〔琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔花山院太政大臣記〕 (〔琵琶〕△〔伏旧〕一)
- 〔二中歴〕 (〔改訂史籍集覧〕)
- 〔統教訓抄〕 (〔日本古典全集〕)
- 〔公衡公記〕 (〔史料纂集〕)
- 〔勘仲記〕 (〔増補史料大成〕)
- 〔愚管記〕 (〔増補統史料大成〕)
- 〔看聞御記〕 (〔統群書類従〕補遺二)

・() は、史料には天皇の師匠と明記されていないが、師匠であ

った可能性が高い者として掲載した人物である。
 ※は、「御楽器始」にあたっての「正式の御師」と認定できる人物である。

西園寺家と琵琶西流師範家



岩佐美代子著『校注文机談』掲載
「琵琶西流師範家」系図を基に筆者
が加筆したもの。

〈註〉

の一人として紹介されている。

- (1) 拙稿「中世における天皇と音楽―御師について(上)―」(『東京音楽大学研究紀要』一八 一九九四年十二月)
- (2) 前稿では、天皇が初めて楽器を習うことを「御楽始」という語で表現したが、中世後期になると、皇家における年初めの管絃の催しのことを「御楽始」と称す史料が散見するようになるため、本稿では「御楽器始」と訂正して使用していきたい。
- (3) 西園寺家の音楽的な面についての考察が見られる論稿は、乾克己「中世における妙音天信仰の諸相」(『宴曲の研究』一九七二年)、岩佐美代子「音楽史の中の京極派歌人達」(『和歌文学研究』三七 一九七七年)、荻野三七彦「琵琶の宗家西園寺家」上・下(『淡交』昭和五十六年五・六月号)、荻野三七彦「西園寺の妙音天像」(『古文書研究』一七・一八合併号 一九八一年十一月号)
- (4) 『秘曲伝受月々例』(『図書寮叢刊』伏見宮旧蔵楽書集成)一、一九八九年 以下「伏旧」一と省略する。
- (5) 『藤原公定記』建久五年三月一日条、正治二年三月一四日条(『琵琶秘曲伝受記』「伏旧」一)
- (6) 拙稿「二条定輔考」(『東京音楽大学研究紀要』一五 一九九一年十二月)
- (7) 西園寺公相については、岩佐美代子「『弁内侍日記』の人々」(『国文鶴見』二七 一九九三年)の中で、「弁内侍日記」に登場する重要人物
- (8) 『冷泉相国記』建長四年四月二一日条(『管絃御伝授記』「伏旧」一)
- (9) 音楽史研究上、実兼は伏見・後伏見・後醍醐天皇の御師とされている(おそらく、『花園天皇宸記』元亨二年九月十日条に見られる「学琵琶、達其芸、師于伏見院并太上天皇(後伏見)・今上(後醍醐等)」という実兼薨去に伴って記された彼の事歴の一部を根拠にしているとと思われる。)しかし、厳密に言うと、後伏見天皇の「正式の御師」は実兼の男公頭であり、後醍醐天皇の「正式の御師」は実兼の男兼季である。公頭が病気がちになった為に実兼が代わりに後伏見天皇に教授したり、また両天皇に秘曲を伝授したことから、実兼も御師と称されるようになったと思われる。
- (10) 実兼については、歌人として、また京極派歌人の後楯といった面からの考察を加えた岩佐美代子氏の『京極派歌人の研究』所収、第二章二節「西園寺実兼―とはすがたり作者の女兒をめぐって―」がある。
- (11) 『公衡公記』(『史料纂集』)正和三年十月一日条。
- (12) 翌年に行われた十種供養の笛の所作についても、再びもめ事が起こり、とうとう景光は後伏見院の逆鱗に触れ、しばらくの間は笛を吹かないという誓状を出している。(『公衡公記』正和四年四月七日条)
- (13) 『入道太政大臣殿御記』徳治二年十一月八日条(『伏旧』一)
- (14) 秘曲伝授の一覧は、いずれも『伏旧』一に所収史料より作成。
- (15) 『琵琶秘曲伝受記』(『伏旧』一)
- (16) 『琵琶秘曲伝受記』(『伏旧』一)
- (17) 『史料纂集』

(18) 『伏旧』一

(19) 『伏旧』一所収、西園寺実兼置文の解題には「孝秋丸は『孝頼がなぐれ』とあるが、『尊卑分脈』の孝頼の子孫には名がみえず、当時二歳という以外は不詳」とされている。しかし、置文には孝秋丸のことを仮名で「かうしゅまろ」と記されており、孝頼の曾孫で孝重の男孝守と推定される。恐らく、実兼は孝重と師弟関係にあることから、子息の孝守を養育するようになったのであろう。

(20) 天皇秘曲伝受の諸例は、いづれも『伏旧』一所収史料による。

(21) 「代々琵琶秘曲御伝受事」とその前後一持明院統天皇の琵琶―『書陵部紀要』三六 昭和五十九年)

(22) 後鳥羽・順徳天皇の他には、親王の例ではあるが、守貞親王の秘曲伝受例が見られる。同親王は建久五年に藤原実宗から啄木・石上流泉等の秘曲を伝受している。〔藤原公定記〕建久五年三月一日条、正治二年三月十四日条 『伏旧』一)

(23) 『定輔卿記』(『琵琶秘曲伝受記』 『伏旧』一)

(24) 『順徳院御記』建保六年八月七日条(『代々琵琶秘曲御伝受事』 『伏旧』一)

(25) 『冷泉相国記』建長四年四月二十一日条 (『管絃御伝授記』 『伏旧』一) 尚、西園寺公相を中心とする以下の内容については、前稿で史料を掲載しながら述べたので、論述の典拠等は前稿を参照して頂きたい。

(26) 公相の代わりに、「正式の御師」となるべき一番の候補にいたのは公相の嫡男実兼であったが、この時点では教授すべき秘曲を自分が伝受しておらず、(後の文永九年に藤原孝頼から一連の秘曲を伝受) その地

位に着くことができなかつたと思われる。

(27) 藤原博子については、前稿の註(78)で紹介した論稿以外に、相馬万里子「『三曲秘譜』奥書と藤原博子」(リポート笠間)三三号 一九九二年)が詳しい。

(28) 『後伏見院御記』元亨二年八月十二日条 (『代々琵琶秘曲御伝受事』 『伏旧』一)

(29) 秘曲伝授の師をつとめることが、いかに大儀なことであつたかを西園寺実兼が熙仁親王(伏見)の秘曲伝授にあたり、以下の如く述懐している。

抑於三四絃者、已雖_レ為_二累葉芸_一、為_二天子上皇御師匠_一、奏_レ授_二秘曲_一事、当家一度有_二其例_一、故六条入道内大臣殿、為_二後高倉院御師_一、奉_レ授_二啄木曲_一、(頭書)正治二年三月十四日、啄木、授_二秘曲_一、曲奉_レ授_二後高倉院也故太政大臣殿又雖_レ為_二兩上皇御師匠_一之儀、彼是遂不_レ被_レ授_二申秘曲_一、爰予匪_二畜贖_一御師匠之名刹、奉_レ授_二兩箇秘曲_一、不堪_二不肖之質_一、且恐且悦、然而已謝_二父祖之遺恨_一、豈_レ非_二当道之高運_一哉、是併妙音天冥助之至欵、可_レ貴可_レ悦、

(30) 『西園寺実兼記』弘安九・六・廿条 『伏旧』一) 建治二年八月十九日 御会始 (『御遊抄』 『統群書類従』 第十九 上)

弘安十年正月二日 朝勤行幸 (『御遊抄』)

正応元年十一月二十四日 清暑堂 (『御遊抄』)

正応二年正月十七日 御会始 (『御遊抄』)

正応二年三月二十三日 朝勤行幸 (『御遊抄』)

正応四年正月三日 朝勤行幸 (『御遊抄』)

延慶四年正月二十日 御会始 (『御遊抄』)

- (31) 実兼は永仁五年十月十三日に公頭に啄木を(『故右大臣記公頭公』永仁五年十月十三日条)、『伏旧』一)、また応長元年六月十四日には兼季に同じく啄木を伝授している。(『兼季記』応長元年六月十四日条)、『伏旧』一)

(32) 『故右大臣記 公頭公』永仁五年十月十三日条 (『琵琶秘曲伝受記』)

『伏旧』一)

(33) 正安二年二月二十一日 御会始 (『御遊抄』)

(34) 延慶四年正月二十日 御会始 (『御遊抄』)

徳治二年三月二十五日 立后 (『御遊抄』)

(35) 乾元二年二月二十一日 御会始 (『御遊抄』)

(36) 『花園天皇宸記』応長元年四月二十二日条 (『史料纂集』)

(37) 『大日本史料』六一二五 貞治三年七月一日条所引『管見記』『国史大辞典』今出川家の項 執筆今江広道。

(38) 兼季の子実尹は、康永元年八月二十一日に病気のため二十五歳で死去している。逆算すると、実尹は実兼が置文を書いた翌年の文保二年生まれになる。

(39) 『後伏見院御記』正和二年十二月二十二日条 (『代々琵琶秘曲御伝受事』『伏旧』一)

(40) 元応三年二月八日死去。(『公卿補任』元応三年 公頭の項)

(41) 『今出川公直記』永徳三年九月 (『四絃相承事』『伏旧』一)

(42) 『啄木御伝授記』元亨二年五月二十六日条 (『伏旧』一)

(43) 『花園天皇宸記』元亨三年十一月二十九日条

(44) 註(38)を参照。

(45) 元弘四年正月二十八日 御会始 (『御遊抄』)

暦応二年六月二十七日 御会始 (『御遊抄』)

康永三年閏二月十二日 御会始 (『御遊抄』)

貞和二年二月二十七日 御会始 (『御遊抄』)

貞和三年二月二十六日 御会始 (『御遊抄』)

(46) 『四絃相承事』(『伏旧』一)

(47) 「件の秘説を伝えず」としているが、兩人とも『琵琶血脈』に名を連ねているので、秘曲の伝授はなされた可能性は高い。尚、この日記には見られないが、前述した公重も孝重の弟子として『琵琶血脈』に記されている。

(48) 『花園天皇宸記』元応元年十一月八日条

(49) ここで使用する「皇家」とは、天皇家のみならず、宮家をも含むものである。

(50) いずれも『伏旧』一に所収。

(51) 『今出川公直記』に「前右府実俊公為「孝守朝臣弟子」之間」と見え、両者の師弟関係がわかる。

(52) 『後光厳天皇御琵琶始竝御伝受記』延文五年十一月二十二日 (『伏旧』一)

(53) 後光厳天皇以前に笙を修養した村上・堀河天皇には、それぞれ豊原有秋・豊原時元という地下の御師の存在が記録に見られるが、彼らは「事実上の御師」であった可能性が高いので、ここでは彼らの存在は保留にしておきたい。

(54) 荻美津夫「南北朝期における楽人豊原氏について」〔『雅楽界』五九
一九八六年〕

(55) 〔『統史愚抄』同日条〕

(56) 〔『園太曆』(『史料纂集』) 延文五年正月二十日条〕

(57) 〔『明応二年鳳管灌頂記』(『統群書類従』卷五二八)〕

相馬氏によれば、この記録は後土御門天皇の灌頂記であるが、一部、
後光厳天皇の灌頂記が混入しているということである。(註21掲載論文)
尚、灌頂の師を務めたのは、龍秋の男信秋であり、信秋は出家後の龍秋
に代わって、延文五年に后帝団乱旋等を伝授している。〔『統史愚抄』延
文五年七月二日条〕

(58) 御笙始

後円融天皇 永和元年八月二十八日 信秋 〔『體源抄』〕

後小松天皇 明德三年十一月三日 量秋 〔『看聞御記』同日条〕

称光天皇 応永二四年十月二十九日 行秋 〔『看聞御記』同日条〕

後土御門天皇 年月日不詳 縁秋カ 〔『親長卿記』文明九年十

二月五日条〕

後柏原天皇 文明九年十二月五日 縁秋 同上